

いじめを許さない学校づくり

- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。
- いじめている児童生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

観察・情報収集

- 日常的な観察
- いじめチェック表の活用
- 心のアンケートの実施(人権の日)
- メモ日記の活用
- 教職員間の情報交換
- 保護者等からの情報提供 等

校内いじめ対策委員会→職員会議

- 校長 □ 教頭 □ 生徒指導主任
 - 学年主任 □ 養護教諭 □ 教育相談担当
 - 関係教諭 □ スクールカウンセラー □ その他
- <内容> □ 教育相談支援員
- ・ いじめ防止の全体計画の策定
 - ・ いじめ発見のための調査
 - ・ 関係機関との連携
 - ・ 保護者への対応
 - ・ いじめ事案への対応や指導方針等の協議 等

共通理解
連携協力

職員会議

学年会

いじめの把握

関係者への対応

役割連携
組織的対応

いじめの早期発見・早期対応

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、市町村教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって早期解決に向け取り組む。
- いじめ問題の解決後も継続的な指導支援に努める。

再発防止

- 児童生徒の心を育てる
 - ・ 生命尊重
 - ・ 人権尊重
 - ・ 思いやりの心 等
- 教師の心・技を磨く
- 組織的対応力をつける

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

いじめられている児童生徒

- 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 自信：良い点を認め、励まし、自信を与える。
- 回復：人間関係(交友関係)の確立を目指す。
- 成長：本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
- 心理的ケアを十分に行う。

観衆・傍観者等

- グループ等への指導を行う。
- 学級全体への指導を行う。
 - ・ 具体的事実に基づいて話し合う。
 - ・ 自分の問題として考えさせ、「いじめは絶対に許されない行為」であることに気づかせる。
 - ・ 日頃から人権意識(感覚)を育む取組の充実を図る。
- 学年及び学校全体への指導を行う。
 - ・ 「人権の日」の取組の充実を図る。

いじめている児童生徒

- 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
- 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- 内省：いじめられた子どものつらさに気づかせる。
- 処遇：課題解決のための援助を行う。
- 回復：体験活動等を通じて所属感を高める。
- 心理的ケアを十分に行う。

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情(怒り、不安、自責の念等)を理解する。
- 被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

学校・家庭・地域社会・関係機関(相談機関、警察 等)